



埼玉県報

第 2 5 9 5 号
平成26年5月20日
火 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [埼玉県山西省友好記念館指定管理者の名称の変更\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [明戸北部土地改良区の役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [神川町土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [事務所の所在地又は業者の所在が確知ができない宅地建物取引業者の公告\(建築安全課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター医事関連業務委託の料金の収納事務に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県規則第57号中訂正\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県公営企業管理規程第4号中訂正\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業管理規程第2号中訂正\(下水道管理課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

刑法改正に伴い、「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の一部を次のように改正する。

二 内容

条ずれを直す。

三 施行期日

平成二十六年五月二十日

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号八中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年五月二十日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田切ネットワーク

三 代表者の氏名

平 井 孝 一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市小室五百九十九番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、アニメに登場する場所を巡る、いわゆる「聖地巡礼」と呼ばれる「コンテンツ・ツーリズム」が生み出す可能性に関して調査研究および各種企画の実施ならびに清掃奉仕活動を行い、環境にやさしいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

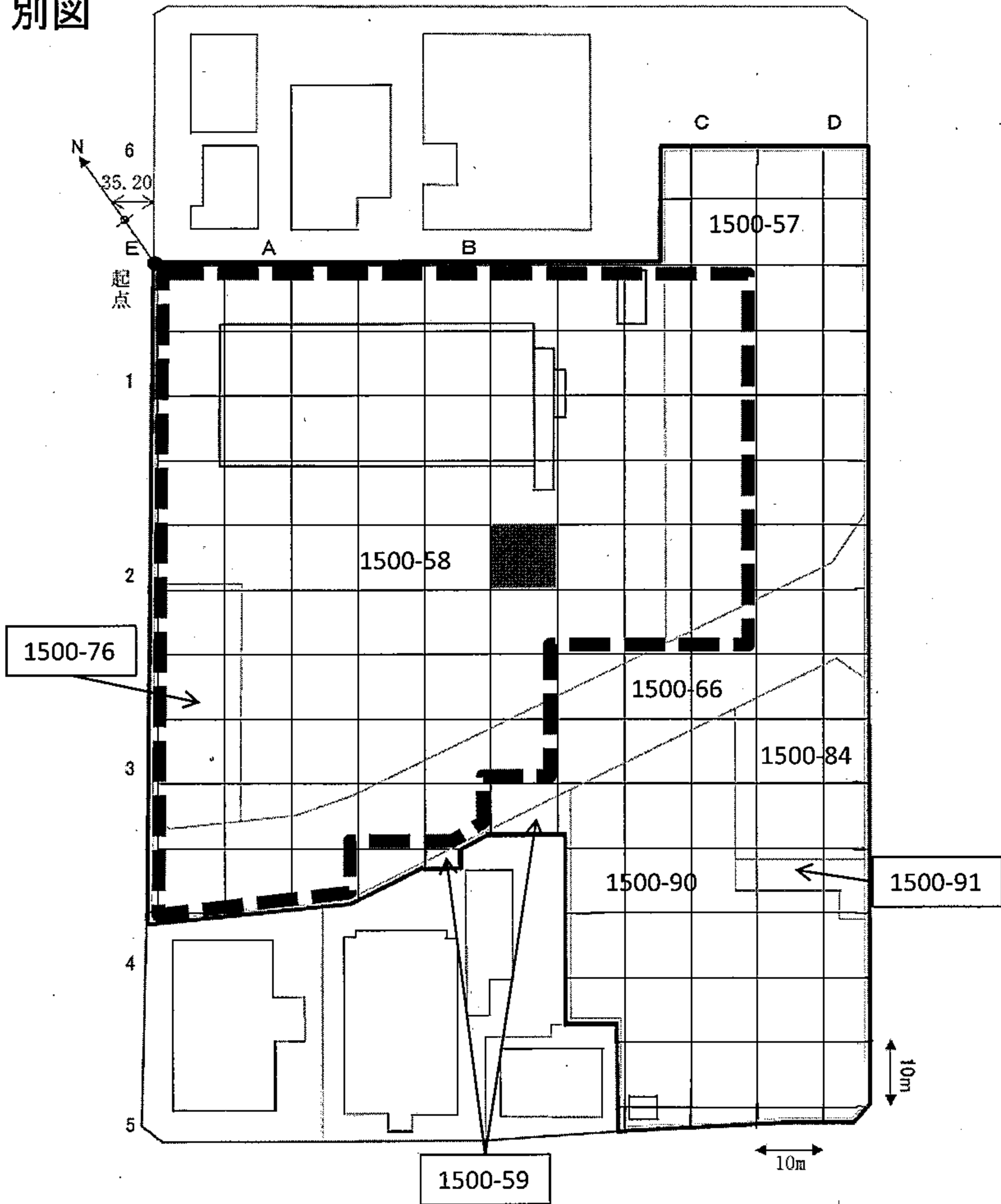
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第百八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡一丁目千五百番五十八の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去


別図



起点
 起点は、埼玉県ふじみ野市
 福岡一丁目1500-58の敷地
 境界の最北端

 調査済範囲

格子の回転角度 35.20度
 起点を通り、東西方向及び南北方
 向に引いた線並びにこれらと並行
 して10m間隔で引いた線により構
 成される格子を、起点を支点に右
 方向に回転させた角度

凡例
 形質変更時
 要届出区域
 を解除する
 区画

30m格子内の枝番

1	2	3
4	5	6
7	8	9

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

埼玉県山西省友好記念館条例（平成四年埼玉県条例第十八号）第十五条第二項の規定により、埼玉県山西省友好記念館の指定管理者である財団法人小鹿野町振興公社の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

一 一般財団法人小鹿野町振興公社

二 変更の年月日

平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年四月三十日

二 縦覧期間

平成二十六年五月二十日から平成二十六年九月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年五月二十日から平成二十六年九月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
明戸北部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	高橋恒夫	埼玉県深谷市江原二百四十八番地一
同	小林正嗣	同 同 八百七十一番地一
同	市川武邦	同 同 九百十一番地
同	長谷川秀明	熊谷市永井太田千五十八番地
同	坂田良造	深谷市江原九百四十九番地
同	江森斎	同 同 三百四十四番地
同	小久保幸伯	熊谷市永井太田八百八十八番地
同	高橋昭夫	深谷市江原五百二十四番地
同	栗原貴一	同 堀米二百三十一番地一
同	霜田明彦	同 江原三百九十八番地三
同	坂田忠司	同 同 九百十七番地一
同	高橋峯	同 同 三百七十三番地一
同	市川和宏	同 同 九百八番地
同	高橋久雄	同 同 八百九十一番地
同	倉上実	同 堀米二百四十三番地
同	大澤充	同 同 百五十六番地一
同	塚田勝正	同 蓮沼五十六番地六
同	長谷川雄治	熊谷市永井太田千七十一番地二
監事	飯塚孝弘	深谷市江原三百六十五番地
同	倉上和男	同 堀米二百四十六番地
同	中野英子	熊谷市永井太田千五十六番地

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十六年五月十三日認可した。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

神川町土地改良区

二 事務所所在地

神川町

告 示

埼玉県告示第七百五十号

平成二十六年埼玉県告示第六十五号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

平成二十五年埼玉県告示第九百八十七号で公示した公共測量（基準点、出来形確認測量）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

平成二十五年埼玉県告示第二百十二号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

平成二十六年埼玉県告示第六十九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

平成二十五年埼玉県告示第千四百八号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月七日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

平成二十五年埼玉県告示第六百八十五号で公示した公共測量（デジタル撮影縮尺一万分の一）は、平成二十六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

平成二十五年埼玉県告示第九百八十五号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

平成二十五年埼玉県告示第六百八十四号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十六年三月三日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

平成二十五年埼玉県告示第千六百八十七号で公示した公共測量（二級基準点測量・三級水準測量観測）は、平成二十六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

平成二十五年埼玉県告示第千二百十三号で公示した公共測量（二級基準点測量
五点、三級基準点測量 二十七点、地域ごとに適合したパラメータによる四級基準
点座標変換五千点）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である
川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九
条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六十号

平成二十六年埼玉県告示第六百二十六号で公示した公共測量（都市計画図作成）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

平成二十六年埼玉県告示第三十号で公示した公共測量（水準測量）は、平成二十六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（東松山市公共基準点の再設）

三 作業地域

東松山市

四 作業期間

平成二十六年五月十六日から平成二十六年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七百六十四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
双龍商事株式会社	羽石日出子	埼玉県川口市芝五丁目十五番一号

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年8月18日（月）から平成28年9月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年度の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 小野塚、保原 電話 048-830-6825（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月11日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月10日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月11日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成26年7月11日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年7月2日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成26年6月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ
提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受
注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Comparing and verifying data processed by the Saitama Computerized
Administrative System with relevant documents, Comprehensive help
desk service for the Saitama Computerized Administrative System and
on-site support service for the Saitama Computerized Administrative
System at the prefectural educational institutions.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 10:30 a.m., July 11, 2014

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., July 10, 2014

In person; by 10:30 a.m., July 11, 2014

(3) Contact Information:

Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural
School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone: 048-830-6825

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年五月二日

指令川建セ第二五 四一二号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十四日

川建セ第二六 一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字中尾字加田七九 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市五領町二番地九 スイートM三 七号

長根山一人・長根山智寿子

告示

埼玉県病院事業告示第十五号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年五月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 齊藤 正俊	平成二十六年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年五月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年五月二十三日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

正 誤

埼玉県規則第五十七号（平成二十六年五月二日第二千五百九十号）中訂正

ページ 表中 行

三 後ろから一

誤

(2) 安全衛生作業法

正

(2) 安全衛生作業法

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第四号（平成二十六年三月二十八日第二千五百八十号）

中訂正

ページ 行

- 一 前から九行目と十行目の間に次のように加える。

目次中「第九章 決算（第一百五十四条 第一百五十七条）」を「第九章 決算（第一百五十四条 第一百五十七条の二）」に改める。

ページ 行

- 一 前から二十八行目

誤

第五十三条の五を削る。

正

第五十三条の五を次のように改める。

第五十三条の五 削除

ページ 行

- 二 前から三十四行目

誤

第一百五十七条の次に次の一条を加える。

正

第九章中第一百五十七条の次に次の一条を加える。

ページ 行

三十七 前から十行目と十一行目の間に次のように加える。

別記の表中

62	物品供用引継書	83の5
----	---------	------

を

62	削除	
----	----	--

に改める。

ページ 行

三十八 後から三行目

誤

様式第六十二号を削る。

正

様式第六十二号を次のように改める。

様式第 62号 削除

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号（平成二十六年三月二十八日第二千五百八十号）中訂正

ページ 行

- 一 前から九行目と十行目の間に次のように加える。

目次中「第十章 決算（第二百十四条 第二百十七条）」を「第十章 決算（第二百十四条 第二百十七条の二）」に改める。

ページ 行

- 二 前から八行目

誤

第二百十七条の次に次の一条を加える。

正

第十章中第二百十七条の次に次の一条を加える。

ページ 行

- 十一 前から四行目と五行目の間に次のように加える。

別記の表中

49	物品供用引継書	102
----	---------	-----

を

49	削除	
----	----	--

に改める。

ページ 行

十三 前から一行目

誤

様式第四十九号を削る。

正

様式第四十九号を次のように改める。

様式第 49号 削除